



少年審判について ～法の日週間に寄せて～

東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 芦澤政治

家庭裁判所は，犯罪等の非行を犯した少年の事件を扱っています。

少年事件の審理の在り方等については，少年法という法律が規定していますが，この法律は，その第1条で，少年の健全な育成を目的とすることを明言しています。これは，非行に及んだ少年が再び非行に及ばないようにすることを法の理念とする趣旨と理解されています。

この少年法に基づいて家庭裁判所で行われる少年事件の審理・決定を少年審判といますが，その内容は，地方裁判所で行われる刑事裁判とかなり違うものになっています。

刑事裁判では，基本的に，犯した罪の内容に見合った罰を与えるという行為責任主義の考えがとられ，罪の重さを中心とした審理や判断がされています。

これに対して，少年審判では，非行事実の重さも考慮はしますが，少年の資質，環境上の問題点などを判断の重要なポイントにして，その更生可能性に重きを置いた審理や判断を行っています。精神的に未熟で，環境の影響も受けやすい少年に対して，犯した行為の責任を追及するよりも，むしろ，それを契機に健全な生活を営む大人に育てていこうという発想です。そのために，審理の過程でも，少年に対して，例えば，公園の清掃などの社会奉仕活動をさせたり，万引を行った少年に対しては，万引の被害経験のある店主の方の話を聞かせるなどの教育的措置を行うことがあります。また，少年にしばらく社会内で生活をさせてその様子

を観察してから処分を決める試験観察の制度や、その観察の間、少年を民間の篤志家などに預ける補導委託の制度などもあります。このように、手続面でも、刑事裁判にはない種々の方法を用いて、少年の更生可能性をよく見極め、最終的に、少年を保護観察や少年院送致などの保護処分に付したり、あるいは保護処分は必要なくなったとして、処分なしで終わらせるというような決定をしています。なお、事件が重大・悪質で、保護処分の枠に収まりきらないようなものについては、一定の要件の下、家庭裁判所が検察官に事件を送致し、これを受けて検察官が地方裁判所に公訴提起をして、刑事裁判が行われるということもあります。

少年事件は、ここ十数年にわたって減少を続けていますが、1年間に検挙された少年の中に占める再非行者の割合（再非行者率）は、年々上昇しています。このような中で、家庭裁判所としては、正に少年法の理念である再非行防止の実現に向けて最大限の努力をする必要があると考えています。そのために、少年に対する教育的措置の充実を図ることや、少年の資質・環境上の問題点の調査の精度を高めることなどについて取り組んでいるところです。